# 新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A ver.6（令和２年６月８日現在）

このQ&Aは、これまで各都道府県団体から寄せられた主な質問項目等をベースにまとめたものですので参考にして下さい。今後の状況の変化等に応じて、随時改定する予定です。なお、最新情報等につきましては、あわせて文部科学省等のホームページもご参照ください。

## １　今後の休園や登園自粛の扱い（5/20 ver.2 更新）

現在、各園においては、自主的にあるいは地方自治体の要請により臨時休業や園児の登園自粛（保護者の就労等により登園せざるを得ない場合に限る）が行われているが、このたび39県が緊急事態宣言の対象外となったことに伴い、幼稚園・認定こども園の休業の考え方等について、国から新たな方針が出されたか？

（回答）

国からは特に新たな方針は示されていませんが、緊急事態宣言が解除された地域も含め、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に沿って対応するとともに、都道府県や市町村が地域の事情を踏まえて示す方針を注視する必要があります。

## ２　休園日の夏休み等への振替え実施について（5/22 ver.3 更新）

園則では、教育週数を39週と定めているが、新型コロナウイルス感染症の影響で幼稚園が4～5月に休園をした場合、園則の規定を満たすため、休園した日数を夏休み等に振り替えて実施しなければならないか？　振り替えない場合、保育料は休園しなかった場合と同じ額を徴収できるか？

（回答）

制度上は、伝染病の流行など特別の事情がある場合は39週を下回ることも許容されていますので、必ずしも振替え実施をしなければならないわけではありません。夏休みの短縮については、幼児の実態や設備等を含めた幼稚園の実情、家庭の状況等を踏まえ、設置者において適切に判断することとなります。また、夏休みを短縮しない場合の保育料のあり方については、各園の私的契約の中での対応となりますので、保護者の納得を得ながら対応を考えていただくことになります。

（参考）

学校教育法施行規則

第37条　幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下つてはならない。

幼稚園教育要領解説 P78

「特別の事情とは，台風，地震，豪雪などの非常変災，その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指している。」

文部科学省からは、次のような見解が示されています。（「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａ（5月21日時点）」抜粋）

問６１　幼稚園において、長期休業期間を短縮したり週休日等を活用したりして、幼稚園教育要領を踏まえた活動を行うことを検討しているが、可能か。【新規】

○ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、各幼稚園において、感染防止の観点を踏まえた上で、幼児の健やかな成長を促す創意工夫を生かした取組がなされることを期待しています。

○ そういった取り組みを進めていただく上で、長期休業期間中や週休日等を活用される際には、教職員の勤務時間等の取扱いについて、ご留意ください。

○ また、幼稚園教育は、教科等により教育課程が編成されるものではなく、一人一人の特性に応じて発達の課題に即した指導を行うという基本に立ち返り、長期休業期間等の活用にあたっては、幼児の実態や設備等を含めた幼稚園の実情、家庭の状況等を踏まえ、設置者において適切にご判断いただきますよう、お願いします。

○ なお、教育週数については、学校教育法施行規則第 37 条において、「幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下つてはならない。」と規定されており、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合については、「特別の事情」に該当します。

○ 最も大切な観点は、現下の状況において、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討いただくことと考えております。

○ また、臨時休業期間中は、幼児やその保護者への支援として、家庭でできる遊びの紹介や園内の動植物の様子の動画配信等、各幼稚園の実情等に応じた取組の実施にご配慮ください。文部科学省としても、「子供の学び応援サイト」に、子どもが家庭での遊びなどを通じて満足感や充足感を味わい、学びを深められるよう、家庭で実践いただける具体的な遊び等について掲載しており、各園における取組を含め、随時情報を更新していきますので、本サイトもご活用ください。

担当：初等中等教育局幼児教育課（内２３７６）

## ２の２　全国の幼稚園・認定こども園の休業中・再開時の取組み事例について（5/20 ver.2 追加）

**休業中の園児・保護者等に対する支援や再開後の運営ついて全国の参考になる事例はないいか？**

（回答）

文部科学省がホームページに幼稚園・認定こども園の取組事例集をアップしています。

トップ ＞ その他 ＞ その他災害等関連情報 ＞ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について ＞ 新着情報 ＞令和 2 年 5 月 14 日

https://www.mext.go.jp/content/20200512-mxt_youji-000005336_002.pdf

この事例集は、各加盟園のご協力を得て、本連合会が文部科学省に提供した情報等を元に文部科学省が作成したものですので活用してください。

## ３　マスク等の調達・配布、購入経費およびかかり増し経費支援について（5/29 ver.4 更新）

**マスクや消毒液等について行政で一括購入・配布したり、空気洗浄機等の備品も含めた購入経費や感染症対策に係るかかり増し経費を助成してくれると聞いているがその内容は？**

（回答）

文部科学省から、次の回答をいただきました。

「文部科学省では園児用マスク・消毒液や、感染防止用の備品等の購入に係る経費の補助を実施しています（（参考）を参照）。また、特に市場での確保が困難となっている消毒用エタノールについては、都道府県での一括購入が可能となるよう、国が各都道府県からエタノールの必要量の要請を一括で吸い上げ、必要な供給量を国からエタノール製造業者に対して直接要請することで、都道府県が要請した必要量を供給する仕組みを構築しているところです。あわせて、教職員に対して、国で購入した布製マスクが配布されているところです。」

既に事業が実施されている地域もありますが、必要に応じ、都道府県や市町村にお問い合わせください。

なお、この国の補助制度は、当連合会が強く要望して設けられたものです。今後の状況を注視し、必要があれば更なる支援措置を要望して参ります。

（文部科学省の予算は、幼稚園及び幼稚園型認定こども園が対象ですが、幼保連携型認定こども園及び保育所については厚生労働省において同趣旨の事業が予算化されています）

（参考）文部科学省　令和２年度１次補正予算

新型コロナウイルスに伴う学校保健に係る特別対策事業等（１４３億円）

１．感染症対策のためのマスク等購入支援（３６億円）　［幼稚園］

感染拡大を防止する観点から、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、幼稚園の消毒に必要となる経費を補助

実施主体 都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園の設置者 補助率 10/10（１施設あたり 50 万円以内）

さらに、国においては、令和２年度２次補正予算案（5 月 27 日閣議決定）において、マスク等購入経費に加え、感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費も含め支援する予算を計上しています。この「かかり増し経費」の詳細な内容は検討中であり、予算成立後に要綱等において示されるとのことですので情報を入手次第お知らせします。

（幼保連携型認定こども園・保育所については２次補正において厚生労働省予算において同趣旨の予算を計上）

（参考）文部科学省　令和２年度２次補正予算案

幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止事業（３０億円）

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む（以下、「幼稚園」という。））において、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費（感染症対策の取組徹底による業務量増への対応）を補助する。

※「教育支援体制整備事業費交付金」の事業の一部として実施

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園の設置者

＜事業内容＞ ①幼稚園へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入への支援

新②感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への支援

（感染症対策の取組徹底による業務量増への対応）

＜対象施設＞ 幼稚園、幼稚園型認定こども園

＜補助率＞ 国 10/10（①及び②の合計１施設あたり 500 千円以内）

## ４　感染防止マニュアルについて（6/8 ver.6 更新）

| |
|---|
| 幼稚園で想定される感染防止対策に係るマニュアルはないか？ |

（回答）

文部科学省から通知されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)」は、令和２年５月時点での最新の知見に基づき作成したものとされており、幼稚園において特に留意すべき事項についても記述されていますので、活用して下さい。

文部科学省ホームページ　トップ ＞ その他 ＞ その他災害等関連情報 ＞ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について>新着情報令和 2 年 5 月 22 日

https://www.mext.go.jp/content/20200522_mxt_kouhou02_mext_00029_01.pdf

これに加え、文部科学省より「学校における消毒の方法等について」が通知されています。

文部科学省ホームページ　トップ ＞ その他 ＞ その他災害等関連情報 ＞ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について>新着情報令和 2 年 6 月 4 日

https://www.mext.go.jp/content/20200604-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

なお、幼児に対する対応として、次の保育所に関するものも参考になると考えられます。

厚生労働省通知「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和 2 年 3 月 19 日）

（「保育所における感染症対策ガイドライン」のうちコロナウイルスに関係する部分（消毒方法以外）を抜き書きしたもの）https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000610568.pdf

及び同省「保育所における感染症対策ガイドライン」（2018 年改訂版）

（同ガイドライン別添２において消毒方法を記述）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf

## ４の２　屋外での遊びにおけるマスクの着用やプール活動について（5/22 ver.3 追加）

| |
|---|
| 次の点についてはどのように対応すればいいのか？<br>(1) 屋外での遊びにおけるマスクの着用<br>(2) プール活動 |

それぞれ、文部科学省より、考え方が示されていますので参考にして下さい。(2)については、幼稚園向けの記述がなされています。

(1) 学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（令和 2 年 5 月 21 日）

文部科学省ホームページ　トップ ＞ その他 ＞ その他災害等関連情報 ＞ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について>新着情報令和 2 年 5 月 21 日

https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

(2) 今年度における学校の水泳授業の取扱いについて（令和 2 年 5 月 22 日）

文部科学省ホームページ　トップ ＞ その他 ＞ その他災害等関連情報 ＞ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について>新着情報令和 2 年 5 月 22 日

https://www.mext.go.jp/content/20200522-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

## ５　幼稚園児の保護者に対する休業補償について（6/1 ver.5 更新）

幼稚園が休園すると幼稚園児を子に持つ保護者が会社等を休まざるを得なくなり、収入を失うことになるので、このような保護者に対する休業補償はあるのか？

（回答）

既に国において、小学校等（幼稚園・認定こども園・保育所等を含む）に通う子どもの世話を行うことが必要となった労働者（保護者）に対し、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されています。いわゆるフリーランスの者にも子どもの世話のため仕事を失った場合の助成金が支給されることとなっています。詳しくは、別紙資料掲載の問い合わせ先にお問い合わせください。（別紙１、２）

なお、職員が出勤できなくなった場合の助成金と施設型給付との関係は、内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」FAQ において、以下のとおり示されています。

問　小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため出勤できない職員がいるのですが、小学校休業等対応助成金を受給することができるのでしょうか。

答　公定価格と小学校休業等対応助成金は支給する趣旨等が異なることから、要件を満たす事業者については小学校休業等対応助成金を受給することができます。　なお、助成金の活用にあたっては、公定価格で施設の収入が保証されていることを踏まえ、代替要員の人件費等の追加的な費用に充てるなど人件費の支出について適切にご対応いただくことが望ましいと考えております。（FAQ26）

## ６　雇用調整助成金（職員が休業する場合）(6/1 ver.5 更新)

休園や登園自粛の影響で、預かり保育や２歳児教室、課外教室等の利用も減少し、収入が減少するため、これらを担当していた職員には当面休業してもらい、休業手当を支給する場合、雇用調整助成金の対象になるか？担当者がパートやアルバイトでも雇用調整助成金は支給されるか？

（回答）

幼稚園・認定こども園であっても、収入減少等の要件を満たす場合、雇用調整助成金の対象となる場合があります。

国の説明では、新型コロナウイルス感染症の影響で前年同月比５％以上売り上げ等が下がると助成金の対象となるとされています。また正職員だけでなく、パートやアルバイトも雇用調整助成金の対象となるとしています。雇用保険加入者でなくても対象となるように緩和されております。

雇用調整助成金の制度は、現在、改正する議論もされていますので、新たな情報が入ればお知らせします。

いずれにせよ雇用調整助成金を受給するには収入減少等の要件が付されており、施設型給付や私学助成が引き続き給付されている中で収入減少等の要件に該当するかは各園の個別の事情によって異なる部分が大きいと考えられるため、具体的にはハローワークや社会保険労務士等の専門家に相談されるのがよいと考えられます。（別紙３、４）

なお、この助成金と施設型給付等の関係は、内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」FAQ において、以下のとおり示されています。

問　保育所等の特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を実施している事業所等は、雇用調整助成金の対象になるでしょうか。

答　雇用調整助成金においては、制度上給与に公費が充てられる職種に関しては対象外となります。保育所等との関係では、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）に人件費が明示的に含まれている職種については運営費からの人件費の支払いをお願いすることになりますが、そうでない職種や私学助成幼稚園、認可外保育施設、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）以外で実施する事業（例えば地域子ども・子育て支援事業）分については、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。個別の事業所の置かれている状況はさまざまですので、実際に支給されるかどうかについては、お近くの都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）や「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」（０１２０－６０－３９９９、受付時間９：００～２１：００（土日・祝日を含む））までお問い合わせいただきますようお願いします。また、雇用調整助成金の内容や特例の概要については、厚生労働省のＨＰにも情報を掲載していますので、併せてご覧ください。

（参考：厚生労働省のＨＰのリンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

（FAQ27）

従って、新制度の公定価格で人件費が措置されている職種（園長、教諭等）については、給付は出続けているので休業手当もそこから出すため、雇用調整助成金の対象にはなりませんが、人件費が明示的にあたっていない職種（バス運転手等）に関しては、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。（収入減少要件を満たす場合）。私学助成園については、使途を明示しない経費であるので、都道府県の助成要件・形態にもよるのですが、教諭も含めて助成金の対象となる可能性があります。（文部科学省に確認済み）

## 7　園内で感染した園児に対する賠償責任及び保険の対応

園児への園内での感染が確認された場合（例えば、教師から園児に感染した場合）、園に賠償責任があるか？　ある場合、全日私幼連の JK 保険の対象になるか？

（回答）
以下のとおり、各運営保険会社から回答がありました（補足部分については 1 社のみ回答が調整中です）。

（回答）**共通：東京海上日動火災保険、Chubb 損害保険、損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険**
感染経路を明確に特定することが困難であることから、原則加入園賠償責任保険では対象となりません。
※ただし、教職員がコロナに感染していると知りながら出勤し、接触のあった園児複数名に感染したなど、園側に過失があり、且つ感染経路が明確に特定できる場合は対象となる可能性がございます。万一そのようなケースが発生いたしましたら、個別に引受保険会社までご報告をお願いいたします。

（補足）**共通：東京海上日動火災保険、損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険　（調整中：Chubb 損害保険）**
2020 年 4 月現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられています。全日本私立幼稚園連合会で取扱う保険制度（JK 保険）にラインナップしている①園児団体傷害保険　②体験入園園児傷害保険　③園児 24 保険には「特定感染症」の補償が全件付帯されていることから、**新型コロナウイルス感染症による通院、入院、また万一後遺障害が発生した場合に、保険金のお支払い対象となります。**

## 8　園内で感染した職員に対する災害補償

職員への園内での感染が確認された場合、労災の対象になるか？

（回答）
一般的には業務起因性があれば対象になると考えられますが、労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-10

7　労災補償
問 1　労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となりますか。

業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。詳しくは、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

## ９　休園中の施設型給付及び施設等利用費の継続（5/20 ver.2 更新）

**休園中の期間も施設型給付及び施設等利用給付は継続されるのか？**

（回答）

既に、当連合会から周知いたしましたが、次のように、通常どおり支給される旨の国の考え方が示されています。（内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」FAQ　全体は当連合会のホームページに掲載しています）

なお、各園におかれては、運営費の給付や保育料の徴収が変わらず実施されていることを踏まえ、文部科学省の策定した事例集も参考としつつ、休業期間中においても、積極的に家庭における教育支援等に取り組んでいくことが重要です。

（公定価格　新制度園）

問　令和２年４月以降、臨時休園等の期間中の施設型給付費等の取扱いに変更はあるのでしょうか。

答　令和２年４月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設型給付費等については、通常どおり支給します。また、各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについても同様に、臨時休園等により各種加算の要件を満たせない場合等であっても通常通り支給します。（FAQ10-3）

（施設等利用費　私学助成園）

問　令和２年４月以降、臨時休園等の期間中の施設等利用費の取扱いに変更はあるのでしょうか。

答　令和２年４月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設等利用費については、臨時休園等期間中に係る利用料を減算することなく支給を行うこととして差し支えありません。（※令和２年２月 27 日付「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（事務連絡）」における取扱いを継続。）（FAQ19）

## １０　登園自粛要請中の施設型給付及び施設等利用給付の継続（5/20 ver.2 更新）

臨時休園はしていないが、地方自治体からの要請で又は自主的に保護者に登園自粛要請をしているような下記①②の場合、施設型給付又は私学助成園の施設等利用給付は登園しない子どもの人数分は減額されるのか？月に１日も登園しなくても減額されないか？

① 地方自治体から幼稚園・認定こども園について登園自粛要請があった場合

② 地方自治体から幼稚園・認定こども園について登園自粛要請はないが、園の判断で保護者に登園自粛をお願いしている場合

（回答）

文部科学省から内閣府に確認の上、次の回答をいただきました。

「施設型給付については、①②いずれの場合も、登園自粛要請により登園していない子どもについても保育の実施が継続されているものとして支給されます（減額されない）。なお、地方自治体からの登園自粛要請に基づき登園していない３号子ども（①の場合）の利用者負担額については日割り計算を行う必要があります。

私学助成園の施設等利用給付についても、①②いずれの場合も、登園自粛要請により登園していない子どもの利用料についても減算せずに支給されます。ただし、園において利用料の減額又は返金が行われた場合は、減額又は返金後の利用料のみが施設等利用費の支給対象となります。」

## １１　保育料の上乗せ徴収部分や保育料以外の徴収金の扱いについて（5/20 ver.2 更新）

休園した場合、保育料の上乗せ徴収部分又は無償化限度額を超える部分について返還しなければならないか？
実費弁償（給食費やバス代等）やその他の保育料以外の徴収金（施設整備費等）についても返還しなければならないか？

（回答）

既に、当連合会から周知いたしましたが、次のように国の考え方が示されています。（FAQ）これによると、保育料については、必ずしも返還義務が生じるものではないが、私的契約なので、保護者の理解を得つつ各園で判断すべきとされています。休業が長引けば、保護者の理解が得にくくなることも考えられます。休業中、家庭における教育支援等に取り組むことも重要です。実費徴収については、国は、費用縮減部分については減額を行うことが考えられるとしています。その場合でも、経営に支障をきたさないためには、ただちには縮減できない人件費（バスの運転手等）等に充てられる部分については引き続き徴収することが必要になりますが、これについて保護者の理解が得られるかが課題です。

（保育料の上乗せ徴収について　新制度園）

問　特定教育・保育施設の上乗せ徴収（特定保育料）については、幼児教育・保育の無償化後も徴収が行われていますが、特定保育料は保護者に返還する必要がありますか。

答　特定教育・保育施設における上乗せ徴収（特定保育料）の取扱については、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱については保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくよう御願いします。なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、特定保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要となる費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等中の特定保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。（FAQ7-2）

（保育料のうち無償化限度額を超える部分について　私学助成園）

問　幼稚園（新制度に移行していない）及び認可外保育施設においては、新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合であっても、「子育てのための施設等利用給付」（幼稚園は上限月額 2.57 万円、認可外保育施設は上限月額 3.7 万円）が引き続き支給されるとのことですが、支給上限額を超える保育料についてはどのような扱いが考えられますか。

答　幼稚園（新制度に移行していない）及び認可外保育施設における施設等利用給付の支給上限額を超える保育料の取扱については、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱については保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくよう御願いします。なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要となる費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等期間中の保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。（FAQ20）

（実費弁償等保育料以外の徴収金について）

問　今般の新型コロナウイルス感染症対策の観点から臨時休業等を行う場合、臨時休業等期間中における保育料以外の徴収金（給食費・通園送迎費等）の取扱いはどのように考えたらよいでしょうか。

答　給食費・通園送迎費等といった、保育料以外の徴収金については、当該徴収金に対応した物品の購入や役務の提供等に係る費用の発生状況を踏まえつつ、臨時休業等に伴い当該費用が縮減される場合には、徴収額の減額等を行うことが考えられます。例えば、給食費について、臨時休業等が長期にわたる場合等で、給食に係る食材の調達量や配食計画の見直し等により費用が縮減できた場合には、徴収額の減額等を行い保護者の負担軽減を図ることが考えられます。（FAQ7-3）

## １２　預かり保育に対する施設等利用給付の扱いについて（5/20 ver.2 更新）

**預かり保育を完全休業するのではなく、必要不可欠な方に限定した規模縮小開所とした場合、月極契約の園児が要請に応じ利用自粛したときは、自粛した日の分も預かり保育を利用したものとして無償化の単価 450 円を積算し、定期利用料の額を限度として給付していただけるか？**

（回答）

**文部科学省から、次のような回答を得ています。**

**「幼稚園本体を臨時休業している場合は、以下の国の FAQ の通り、利用自粛しているか実際に使っているかに関わらず、利用日数＋臨時休業期間中の預かり保育開所予定日数を預かり保育の給付算定日数とするので、利用自粛した日も 450 円の算定対象となります。」**

問　預かり保育事業の支給上限額算出上の「その月の預かり保育事業の利用日数」に臨時休業等期間中における預かり保育の提供予定の日数を含むとありますが、この「預かり保育の提供予定の日数」とは、保護者が利用を予定していた日数を指すのでしょうか。

答　「預かり保育の提供予定の日数」とは、臨時休業等を行う当該園において、臨時休業等がなければ当該預かり保育事業を実施する予定としていた日数を指します。（FAQ14）

問　臨時休業等期間を含む月の預かり保育事業の支給上限額の算出は、「その月の預かり保育事業の日数」に「臨時休業期間中における預かり保育事業の提供予定の日数」を加えて算出することとなるのでしょうか。また、これは転出入がない場合も同様でしょうか。

答　お見込みのとおりです。臨時休業等期間を含む月における預かり保育事業の支給上限額は、「450 円×（その月の臨時休業等前後の期間において預かり保育事業を利用した日数＋臨時休業等期間中における当該園において預かり保育事業を提供することを予定していた日数）」により算出し、実際に支払った預かり保育事業に係る利用料と比較していずれか低い方を支給してください。また、この取扱いは転出入を伴わない場合も同様です。（FAQ15）

## １３　施設型給付や私学助成の前倒しの支払い

急な減収により資金繰りに苦慮する園も発生するので、市町村や都道府県が行う施設型給付や私学助成金の支払いを前倒しにするようにできないか？

（回答）

施設型給付は、毎月給付が行われるので、さらに前倒しに支払うことは難しいと考えられます。私学助成については、その支払時期は都道府県によってまちまちなので、各都道府県団体において、実情を訴え交渉をしていただきたい。

## １４　収支悪化への対応について（5/20 ver.2 更新）

休園等の実施による満３歳児の入園の減少、２歳児教室や課外教室のような幼稚園教育以外の事業の減少、保護者の保育要件喪失による３号こどもの減等により、園としての減収が見込まれ、さらには、休園期間が長引いた場合に保育料（無償化範囲を超える部分、上乗せ徴収の部分）やその他の保護者負担の減額を余儀なくされることも考えられるが、一方で経費面では、人件費の割合が高く、縮減が難しい面があり、収支が悪化することが予想される。

このようなコロナウイルス感染症に起因して収支が悪化した場合、どのように対応すればいいのか？

（回答）

一方で保護者の理解を得ながら収入を確保しつつ、他方でできる限り事業を見直し、人件費を含めた経費の縮減を進める必要があります。人件費については、雇用調整助成金の活用が考えられます（別紙３）。資金の調達については、日本私立学校振興・共済事業団の融資（次項）の活用も考えられます。いずれにしても、各園の運営方針そのものの問題でもありますので、必要に応じて専門家（社会保険労務士や経営コンサル等）のアドバイスを受けることも考えていただきたいと思います。

当連合会としては、今後とも各都道府県団体と連携し、加盟園の状況の把握につとめ、当連合会として対応できることがないか検討して参ります。

## １５　運転資金の調達について（私学事業団の融資制度）（5/20 ver.2 更新）

休園期間が長引いた場合、収支が悪化することが予想され、資金不足に陥る懸念もある。私立幼稚園・認定こども園が活用できる有利な貸付け制度はないか？

（回答）

日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）の「教育環境充実資金」による融資を受けたり、既往貸付の元利金の返済猶予（最大６ヶ月）の相談を行うことが可能です。なお、この度、一定の要件を満たす場合には国が利子助成する措置が設けられました。（別紙４の２）

## １６　信用保証付き融資（セーフティネット保証制度）について

資金繰り対策として、中小企業向けの民間金融機関による信用保証付き融資であるセーフティーネット保証５号の対象に幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）が追加されたが、学校法人は対象となっているのか？

（回答）

以前、当連合会から幼稚園が追加された旨お知らせしましたが、中小企業信用保険法に基づく制度ですので、個人立は対象になりますが、学校法人立や宗教法人立は対象になりません。

## １７　インターネットを使った教育と著作権について

在宅の園児にインターネットを活用して教育を行うことを考えているが、著作物を使用する場合、著作権の問題はどうなるのか？

（回答）

著作権法の改正により、「授業目的公衆送信補償金制度」が設けられ、本年 4 月 28 日から施行されました。これにより、個別に権利者の許諾を取る必要はなく、権利者団体である指定管理団体に一括して補償金を支払えば利用できることになりましたが、特に令和 2 年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策として遠隔授業等が行われるという事態の緊急性・重要性等に鑑み、指定管理団体の判断で補償金は無料とされています（別紙５）。

詳しくは文化庁ホームページをご覧下さい。

ホーム ＞ 政策について ＞ 著作権 ＞ 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html

## １８　教員免許講習やキャリアアップ研修について（6/8 ver.6 更新）

| |
|---|
| 教員免許講習やキャリアアップ関連研修が予定どおり実施されておらず、このままでは、教員免許の更新や、キャリアアップのための研修時間の確保に支障をきたすおそれがあるが、対応策はないのか？ |

（回答）

免許状更新講習については、本連合会の要望活動が実り、①対面式講習について通信式講習として実施することの手続きの特例、②通信式講習の履修認定試験について郵送により実施することを認める特例が認められています。

修了確認期限の延期についても要望してきたところですが、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について」（令和 2 年 6 月 5 日）が通知され、免許状更新講習の修了確認期限及び教員免許状の有効期間の延期又は延長（最長 2 年 2 ヶ月）が認められました。延期・延長の実施は各都道府県教育委員会の判断となりますが、令和 5 年 3 月までの延長が想定されています。

（別紙６）

文部科学省ホームページ　トップ ＞ その他 ＞ その他災害等関連情報 ＞ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について ＞ 新着情報 ＞令和 2 年 6 月 5 日

https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

キャリアアップ関連研修については、国の子ども・子育て会議にて 2022 年からの実施を先送りするよう求めてまいります。また、研修については対面式講座からＷＥＢ等の研修形式もできるよう対応してまいります。

## １９　理事会・評議員会の書面決議について

（回答）

**感染防止の観点から、学校法人としての理事会や評議員会は会議を開催せず、書面で決議したいが可能か？**

**既に当連合会からお知らせしたとおり、この件については、令和２年３月１１日付け文部科学省通知が発出されており、書面決議はできないこと、少数の構成員のみ出席し、他の構成員は書面による意思表示によって出席と見なせること、その場合、白紙委任や理事長等への一任はできない（議案ごとに意思表示することが必要）こと、テレビ会議等でも可能であることとされています。決算の報告もこの方法で通常の時期に行うこととなります。**

「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いについて（事務連絡）」
令和２年３月 11 日文部科学省（抄）

１　理事会の開催について

（１）原則として，理事会は単に議決を行うための機関ではなく，理事が議題について相互に意見交換を行うことにより学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであることから，書面のみで決議を行うことは認められないこと。

（２）他方で，理事会の開催にあたっては，新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から，無理のない範囲で出席可能な理事のみが実際に出席したうえで，他の理事については書面による意思表示によって理事会への出席とみなし，理事会を開催することは可能であると解されること。なお，単なる白紙委任や理事長等への一任等は出席者とみなすことはできないことに留意されたいこと。また，例えば，テレビ会議等による理事会開催についても，出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であれば，許容されると解されること。

２　評議員会の開催について

評議員会の開催についても，１と同様に扱われたいこと。

３　理事会及び評議員会に諮ることが必要な書類について

事業計画や収支予算書等，次会計年度開始前に理事会及び評議員会に諮ることが必要と考えられる書類及び役員に対する報酬等の支給の基準や事業に関する中期的な計画等，改正私立学校法の施行日（令和２年４月１日）までに整備することが必要な書類についても，その決議に係る理事会又は評議員会の開催については，１又は２によること

で差し支えないこと。

別紙１

労働者を雇用する事業主の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

# 新型コロナウイルス感染症による
# 小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和２年２月27日から６月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給**（賃金全額支給）**の休暇**（労働基準法上の年次有給休暇を除く）**を取得させた事業主は助成金の対象となります**！

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

＊詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆さまには、**この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにする**ことで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境**を整えていただけるようお願いします。

**助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10**

具体的には、対象労働者１人につき、**対象労働者の日額換算賃金額**※**×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を上限とする）

**申請期間：令和２年９月30日まで**です。

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**２種類の様式**があります。
＊事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）
※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page1_07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで
（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：９：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社などの所在地により以下の４つに分かれます）

・関東地区 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
**〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新槇町ビル 9F**（※5/11より住所が変更）

・東北、関西、四国、中国地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル 4階

・北陸、中部、九州・沖縄地区（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
**〒135-0042 東京都江東区木場2-7-23 第一びる 1F**（※5/11より住所が変更）

・北海道地区
〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索

※詐欺にご注意ください。**国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。**
また、振込先、口座番号やその他の**個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。**
※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

## ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

### 「臨時休業等」とは

・**新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼**があった場合が対象となります。
**なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

### 「小学校等」とは

・**小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、**特別支援学校**（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
・**放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
・**幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など**

## ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

（ア）**新型コロナウイルスに感染した**子ども
（イ）**新型コロナウィルスに感染したおそれのある**子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
（ウ）**医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する**子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

## ③対象となる保護者

・**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）**であって、**子どもを現に監護**する者が対象となります。
・**各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。**

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

## ④対象となる有給の休暇の範囲

### 土日・祝日に取得した休暇の扱い

**「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。**
・学校：**学校の元々の休日以外の日**　（※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外）
・その他の施設（放課後児童クラブなど）：**本来施設が利用可能な日**

**「②に該当するに子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。**
・**元々の休日にかかわらず、令和2年2月27日から同年６月30日までの間は全ての日が対象**

### 半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・**対象**となります。
なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

### 就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

### 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

### 労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

令和２年５月11日作成

別紙２

［最新版］

厚生労働省

# 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金**を支給します！

**【支援の内容】**

○　**令和2年２月27日から６月３０日まで**の間において、
**就業できなかった日**について、1日当たり**4,100円（定額）**

**【申請期間】**

○　**令和2年９月３０日まで**です。

## 【支援の対象となる方】※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

### （1）保護者であること

○　**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護する者**が対象となります。

○　上記のほか、**子どもの世話を一時的に補助する親族**を含みます。

### （2）対象期間中に、①又は②の子どもの世話を行うこと

**①　新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども**

○　**「臨時休業等」とは**

**新型コロナウイルス感染症に関する対応として、**
- **小学校等が臨時休業した場合**
- **自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合**をいいます。

なお、**保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。

※ただし、小学校等が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

○　**「小学校等」とは**

- **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、**特別支援学校**（全ての部）
  - ★　障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
- **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

**②　新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども**

**ア　新型コロナウイルスに感染した子ども**
**イ　新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども**
（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
**ウ　医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども**

令和２年４月15日作成

## （３）小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○　「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、**仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約**のことをいいます。
**契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるもの**が申請には必要となります。

○　**契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと**

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○　**臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること**

○　**契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること**

〈例〉
- 業務従事や業務遂行の態様　（業務の内容　など）
- 業務の場所　（業務を行う場所や施設　など）
- 業務の日時　（業務を行う予定の日、開始日と終了日　など）

○　**業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること**

- 時間や日を基礎として計算されるもの
- 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの

など、**作業量や成果物により、報酬が支払われるもの**が該当します。

## （４）小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○　「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

**あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時**のことをいいます。
業務量、契約期間などから、**業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。**

○　**業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み等）ではないこと**

※　ただし、上記（２）②の子ども（感染者等）の世話を行う場合は、臨時休業にかかわらず、小学校等の開校日、休校が予定されていた日でも、対象になります。

◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、　臨時休業　個人委託　検索

**学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター**
**０１２０－６０－３９９９**（受付時間：９：00～21：00）※土日･祝日含む

◎ 申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。

※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。
※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。)
〈支援金HP〉　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、個人の方に個人情報を電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。
※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

別紙３

４月 14 日時点の資料ですので、その後変更されたり変更が検討されている部分がありますのでご注意ください

# 雇用調整助成金の特例措置

**雇用調整助成金とは？**
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置**

**【特例の対象となる事業者】**
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

**【特例措置の内容】 ※下線が令和２年４月１日から拡大**

**○助成内容・対象の大幅な拡充**
※令和２年４月１日から令和２年６月30日までの休業等に適用
① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業**4/5**、**大企業2/3**）
② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業**9/10**、大企業**3/4**）
③ 教育訓練を実施した場合の**加算額の引き上げ**
（**中小企業2,400円、大企業1,800円**）
④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が６か月未満の労働者も助成対象
⑤ **１年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

助成率はさらに引き上げられています（次ページ別紙４）

**○受給要件の更なる緩和**
※休業等の初日が令和２年１月24日以降のものに遡って適用
⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が令和２年４月１日から令和２年６月30日までの間は、**５%**減少）
⑧ 最近３か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
⑩ 事業所設置後１年以上を必要とする要件を緩和
⑪ **休業規模の要件を緩和**

**○活用しやすさ**
※休業等の初日が令和２年１月24日から令和２年７月23日までの場合に適用
⑫ 事後提出を可能とし提出期間を**令和２年６月30日まで**延長
⑬ **短時間一斉休業の要件を緩和**
⑭ **残業相殺制度を当面停止**
⑮ **申請書類の大幅な簡素化**

【お問合せ先】
最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ

別紙４

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

**Press Release**

報道関係者各位

令和２年５月１日

【照会先】
職業安定局　雇用開発企画課
課　　長：松永　久
課長補佐：宮本　淳子
（代表）03-5253-1111

# 雇用調整助成金の特例措置を実施します

**～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用の維持に努めてください。～**

## １．雇用調整助成金の特例措置のポイント

先般（４月 25 日）、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大についてお知らせしていましたが、本日、関係省令が公布されました。令和２年４月８日以降の休業等に遡及して適用されます。
具体的な内容は以下のとおりです。

助成率は最大 100%に引き上げられています

(1)　中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に 100%とします。
休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に 100%とします。
・新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
・以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
①労働者の休業に対して 100%の休業手当を支払っていること
②上限額(8,330 円)以上の休業手当を支払っていること(支払率が 60%以上の場合に限る)
※教育訓練を行わせた場合も同様

(2)　(1)に該当しない場合であっても、中小企業が休業手当を支給する際、支払率が 60%を超える部分の助成率を特例的に 100%とします。
中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の 60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に 100%にします。
※教育訓練を行わせた場合も同様

上限額の引き上げが議論されています

※　対象労働者１人１日当たり 8,330 円が上限です。

## ２．生産指標の比較対象となる月の要件を緩和しました（４月 22 日～）

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、雇用助成助成金の支給に当たって、最近１か月間（計画届を提出する月の前月）の生産指標（※１）と前年同月の生産指標とを比較（※２）することとし、事業所を設置して１年に満たず、前年同月と比較できない事業所については、令和元年 12 月と比較（※２）できることとしていました。

今般、これを緩和し、前年同月とは適切な比較ができない場合は、前々年同月との比較や、前年同月から 12 か月のうち適切な１か月（※３）との比較が可能となりました。

これにより、令和２年１月以降に設置された雇用保険適用事象所も助成を受けることできるようになります。

※１　売上高又は生産量等の事業活動を示す指標

※２　生産指標が５％以上減少していることが必要
（休業期間の初日が緊急対応期間外である場合は１０％以上の減少が必要）

※３　比較に用いる１か月はその期間を通して雇用保険適用事業所でありかつ当該１か月の期間を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

なお、５月中にオンラインでの申請ができるように準備を進めています。詳細については、あらためて公表しますので、お問い合わせは、もうしばらくお待ち下さい。

別紙４の２ （5/20 ver.2 追加）

日本私立学校振興・共済事業団

# 新型コロナウイルス感染症対応に伴う資金繰りにおいても『教育環境充実資金』がご活用いただけます

教育研究活動を、安定的に継続するために必要な資金としてご利用ください。

例えば…

- 授業料等の延納等措置の実施に伴い、当面必要となる資金を確保したい。
- 家計が急変した学生に対する独自の支援制度を設けたい。
- オンライン授業導入等のための環境整備を緊急に実施したい。など

**融資条件**

融資金利：**年０．３０３％**（令和２年５月現在）
※金利は毎月変わります。最新の金利は私学事業団ＨＰでご確認ください。

償還方法：**５年６か月以内** の 元金均等返済 （半年間の元金返済据置が可能）

融 資 額：次の①から③の中で最も低い額が融資の上限となります。
①事業査定額：経費（教育研究経費＋管理経費）支出額合計の40%以内
②資産査定額：貸借対照表「純資産の部合計」の30%以内
③担保査定額：担保物件の評価額の80%以内

担　　保：土地及び建物（私学事業団を第１順位とする抵当権の設定が必要）

連帯保証人：原則として、学校法人の理事長を含む１名以上
（特例として連帯保証人が免除される場合があります）

※ 融資対象は、学校法人の設置する私立学校（大学院・大学・短期大学・高等専門学校・中等教育学校・高等学校・義務教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園・専修学校）です。
専修学校については、対象となる学科等が定められていますので、詳しくはお問い合わせください。
※ 所定の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

**Topic**

本融資により、新型コロナウイルス感染症に対応するための事業（家計が急変した学生に対する支援等）を実施する場合、初回の利息（令和2年度中に支払う半年分の利息）について、文部科学省から支払利息と同額の助成が受けられます。
制度の概要や要件などの詳細は、別紙をご覧ください。

*融資のご希望やご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。*
日本私立学校振興・共済事業団　融資部融資課
TEL：03（3230）7862～7868　　E-Mail：yushi@shigaku.go.jp
私学事業団ホームページ：https://www.shigaku.go.jp

《　別　紙　》

## 私学事業団融資にかかる令和２年度利子助成（新型コロナウイルス感染症対応分）について

日本私立学校振興・共済事業団　融資部融資課

### １．制度の概要

新型コロナウイルス感染症への対応に要する資金として、私学事業団の「教育環境充実資金」を令和２年４月～９月に利用した場合、初回の利息（令和２年度中に支払う半年分の利息）について、文部科学省から利息と同額が助成されます。

**利子助成の流れ（イメージ）**

| *令和２年８月（例）* | | *令和３年２月（融資契約の半年後）* | | *令和３年４月予定* |
|---|---|---|---|---|
| **融資契約・資金交付**<br>〔法人⇔事業団〕 | ➡ | **初 回 利 払**<br>〔法人―＊＊＊円→事業団〕 | ➡ | **利子助成金の交付**<br>〔文科省―＊＊＊円→法人〕 |

### ２．利子助成の対象となる要件

（１）新型コロナウイルス感染症に対応するため、以下のいずれか（複数可）の事業を実施する場合

① 授業料の延納等を認める措置
② 家計が急変した学生（生徒・児童・園児）に対する給付・授業料減免等
③ 遠隔授業導入等の教育環境の整備
④ 医療機器等の購入

※上記以外の新型コロナウイルス感染症対策で、融資を希望される場合はご相談ください。

（２）以下のいずれかに該当し、今年度の支払資金が不足する状況にある場合

① 新規入学の留学生数が、前年度（５月１日時点）に比べ 10%以上減少
② 医歯学部を有する大学について、附属病院の収入が前年の同四半期に比べ 10%以上減少

### ３．利子助成の対象となる融資額

利子助成の対象となる融資額は、設置校ごとに次の額が上限となります。複数の設置校が要件に該当する場合は、設置校ごとの上限額を合算したものです。

| | |
|---|---|
| 大学、短期大学、高等専門学校 | １億円 |
| 高等学校 | 5,000 万円 |
| 中等教育学校、義務教育学校、中学校、小学校 | 3,000 万円 |
| 特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校 | 1,000 万円 |

### ４．その他

私立大学附属病院において、新型コロナウイルス感染症に対応するために病院建物の新築・増築・改修等を行う事業についても、同様に利子助成の対象となります。詳しくはご相談ください。

（ 相 談 先 ）
・融資第一係　03-3230-7862～7864（担当エリア：北海道～愛知県）
・融資第二係　03-3230-7866～7868（担当エリア：三重県～沖縄県）

別紙５

# 教育用
# 著作物ネット配信円滑化制度
## －授業目的公衆送信補償金制度－

## 制度の概要

■ 制度の対象
幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学などの非営利の教育機関

■ 制度の目的
これまで著作物をネット配信するためには、個別に権利者の許諾を得る必要があったが、許諾不要（補償金あり）にすることで「遠隔授業などオンライン教育における著作物利用の円滑化」と「画家、作家、作曲家などクリエーターへの対価還元」の両立をする制度

■ 必要な補償金
2020年度については特例的に無料で利用可能。2021年度以降については有料（例：一人〇円／年）での本格運用に向けて準備中

### 対象機関

非営利の教育機関

営利企業などの営利機関はＮＧ

### 利用範囲

教師と児童、生徒や学生の間など

ウェブサイト等での一般公開、学校間の共有、教育委員会等による配信はＮＧ

### 利用目的

授業目的

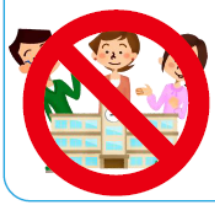

保護者会や職員会議などでの配信はＮＧ

### 利用方法

著作物の小部分の利用

※短歌や写真などは全体の利用が可能

生徒購入用のドリルや書籍の大部分などの配信はＮＧ

※NGに挙がっている利用も著作権者の許諾を得れば可能です。

詳しくは

文化庁　授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について　検索

文化庁 著作権課　０３－５２５３－４１１１（内線２８４７）　https://www.bunka.go.jp/
一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会　０３－６３８１－５０２６　https://sartras.or.jp/

別紙６

# 教員免許状の有効期間の延長等の後の更新講習の受講期間の変更に係るイメージ図

別添
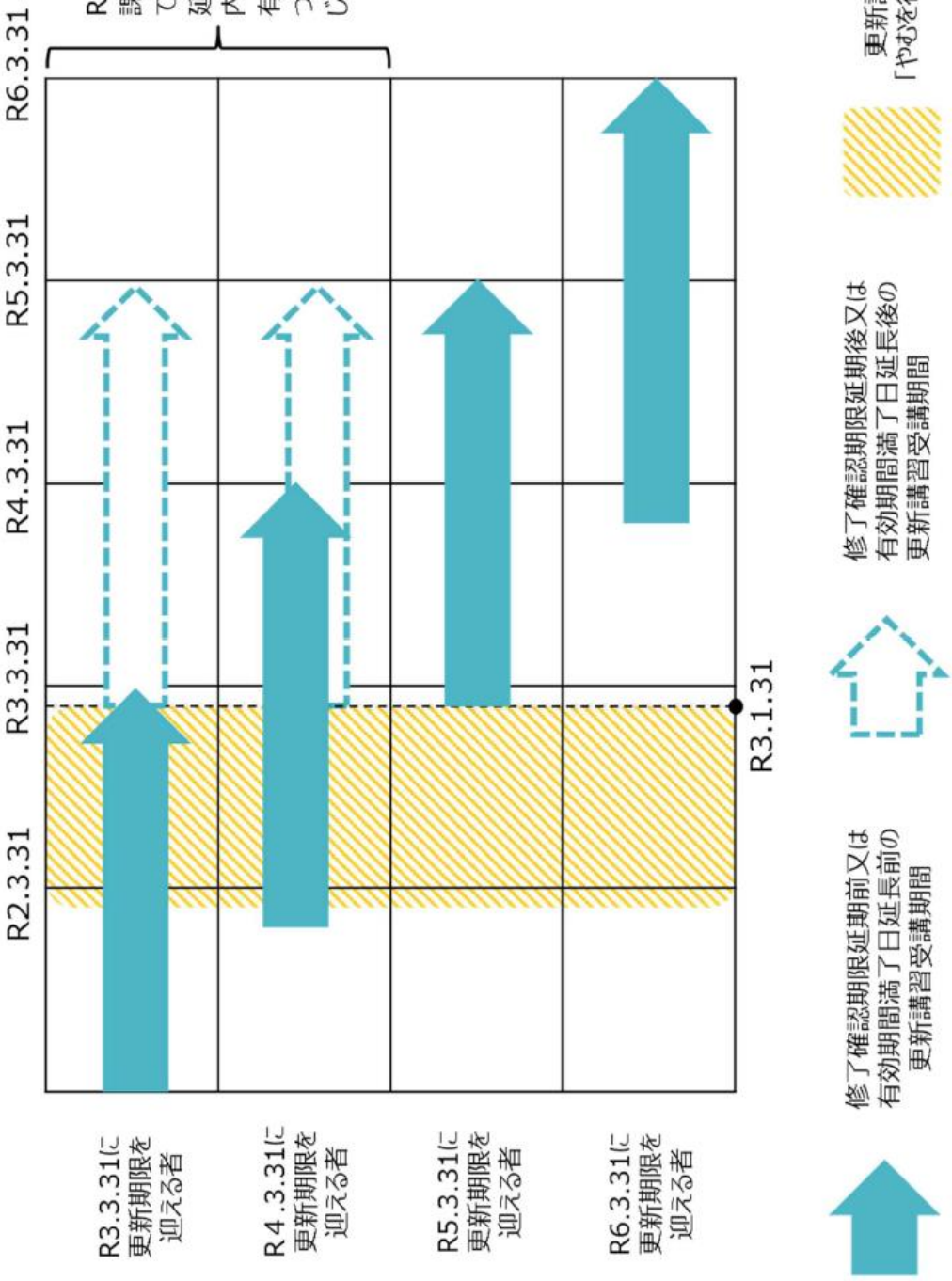
※更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.1.31として、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例